

始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル実施要領

1 目的

子育て支援拠点施設は、本市の可能性の一翼を担い、地域の未来を託す子どもたちが健やかに成長するために、そして子育てに携わる誰もがいきいきと輝き、安全に、また、なによりも安心して子育てができ、その恵まれた環境の中で子どもたちが伸び伸びと過ごすことができるまちづくりを象徴する支援の拠点となる施設として整備するものである。本市では、令和3年3月に「(仮称) 始良市子ども館(子育て支援拠点施設) 整備本計画」を策定し、本基本計画に定める方針に基づいた施設整備をすすめ、令和6年4月1日の供用開始を目指している。

本要領は、子育て支援拠点施設建設の基本設計を行うにあたり、設計者の柔軟かつ高度な発想力や設計能力、豊富な経験や確かな技術力等を求め、取組体制や業務実施方針及び実現性等を評価することにより、事業の目的達成に最も適した設計者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務
- (2) 業務内容
始良市子育て支援拠点施設建設工事及びこれに附帯する工事等に係る基本設計
※業務内容の詳細は始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務特記仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の翌日から令和4年3月31日(水)まで
- (4) 契約上限額
5,954,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 本業務実施上の留意点
プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、設計業務の実施過程における協議において計画条件等が変更される場合がある。
- (6) 本業務に関連し、本業務の受注者と随意契約をする予定の業務
始良市子育て支援拠点施設建設実施設計業務
始良市子育て支援拠点施設建設工事監理業務

3 事業計画の概要等

- (1) 建設地 始良市加治木町本町401番地 外2筆
- (2) 敷地面積 2253.13㎡ 地目：宅地

- (3) 想定する延べ床面積等
 - ア 施設の延べ床面積 1,000 m²程度
 - イ 駐車台数 70 台以上（パーキングパーミット用駐車スペース 3 台分及び中型マイクロバス用駐車スペース 1 台分を含む。）
- (4) 用途地域等
 - ア 用途地域 商業地域
 - イ 建ぺい率 80/100
 - ウ 容積率 400/100
 - エ 防火地域 指定なし

4 設計者選定の概要

- (1) プロポーザルの名称
始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
- (2) 選定方式
公募型プロポーザル方式
- (3) 主催
鹿児島県始良市
- (4) 事務局
始良市 保健福祉部 子どもみらい課
〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
電話番号 0995-66-3237（直通） FAX 番号 0995-65-6964
メールアドレス jifuku@city.aira.lg.jp
始良市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）
http://www.aira.lg.jp/kosodate/kodomokan_design.html
- (5) プロポーザルの審査
設計者の選定は、本市が設置する「始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による評価により行う。なお、審査はすべて非公開とする。また、審査は次の 3 段階で行う。
 - ア 参加資格審査
参加表明書等について、参加資格を有する者であることを審査する。
 - イ 一次審査
参加表明書等及び技術提案書を審査する。
 - ウ 二次審査
プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案書の提案内容の妥当性・適格性・独創性・実現性などを審査する。
 - エ 審査結果の公表

審査結果は市ホームページにおいて公表する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、次のいずれにも該当する単体企業又は構成員2ないし3者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこととする。

(1) 参加資格

ア 平成10年4月1日以降において延床面積500㎡～1,000㎡程度の子ども館又は児童館、その他保育所等子育て支援施設に類する建物の新築に係る基本設計又は実施設計に関する業務を元請として履行が完了した実績を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領(平成22年訓令第56号)(以下「指名停止要領」という。)による指名停止の措置を受けていないこと。

エ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、指名停止要領別表第1各号又は別表第2各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

オ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

カ 建築士法第10条第1項の規定に該当しないこと。

キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない(再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)こと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)こと。

ケ 国税(法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税)に滞納がないこと。

コ 鹿児島県内に本店又は支店を有していること。なお、いずれにおいても従業員が常駐しているものに限る。

(2) 配置技術者等の資格

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者を1人配置すること。

イ 管理技術者は、同種業務又は類似業務を完了した実績を有すること。

ウ 総合、構造、電気設備、機械設備及び積算の各主任技術者を1人ずつ配置すること。

エ 管理技術者及び各主任技術者は、次の資格及び実務要件を満たすこと。

(7) 管理技術者及び総合主任技術者は、参加者と直接的雇用関係がある一級建築

士の資格を有する者とし、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

- (イ) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。
- (ロ) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める定期講習を受講していること。
- (ハ) 積算主任技術者は、公益社団法人日本建築積算協会の認定を受けた建築積算士又は建築コスト管理士の資格を有していること。
- (ニ) 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

オ 管理技術者と総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）（以下「協力者」という。）を加えることができる。

カ 本要領に基づき提出した書類（様式第 4 号から第 9 号まで）に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、本市に対して同等以上の技術者であるとの承諾を得た上で、変更を認めるものとする。

(3) 共同企業体の資格

ア 共同企業体の構成員の数は 2 又は 3 者とする。

イ 代表となる構成員は、5 (1) アからコの資格を満たすものであり、かつ、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

ウ 代表とならない構成員は 5 (1) イからケの資格を満たす者であること。

エ 全ての構成員は、本プロポーザルにおける他の共同企業体の構成員及び他の参加者の協力者を兼ねていないこと。

(4) 参加に対する制限

ア 参加者 1 者につき 1 提案とする。

イ 協力者は、他の参加者の協力者を兼ねることはできるが、協力者自身に参加者として本プロポーザルに応募することはできない。

ウ 協力者は、5 (1) キからケの資格を満たす者であること。

(5) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

ア 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求を行ったと選定委員会が認める場合（本要領に定める手続きに関するものは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があると選定委員会が認める場合

ウ 本要領の規定に違反するなど選定委員会が不適格と認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

- (7) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
- (ロ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (エ) 虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

6 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルについては下表に示す日程により実施する。

なお、日程に変更が生じる場合は、市ホームページ等により公表するものとする。

	実施内容	実施期間又は期日
参加資格審査等	プロポーザル開始の公告	令和3年4月14日
	参加表明手続きに関する質問の受付	令和3年4月14日 から 令和3年4月20日 まで
	質問回答日(公表日)	令和3年4月21日
	参加表明書等の受付期間	令和3年4月14日 から 令和3年4月23日 まで
	参加資格審査	令和3年4月26日(予定)
	参加資格審査結果の通知	令和3年4月26日(予定)
一次審査	技術提案書に関する質問の受付	令和3年4月27日 から 令和3年5月10日 まで
	質問回答日(公表日)	令和3年5月11日
	技術提案書等の受付期間	令和3年4月27日 から 令和3年5月17日 まで
	一次審査	令和3年5月21日(予定)
	一次審査結果の公表・通知日	令和3年5月21日(予定)
二次審査	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年5月28日(予定)
	特定結果の公表	令和3年5月31日(予定)
	委託内容等の協議	令和3年6月1日 から 令和3年6月8日 まで
	契約締結日	令和3年6月9日(予定)

7 参加手続等

- (1) プロポーザルに係る書類等の交付方法及び交付期間
 - ア 交付方法

市ホームページからダウンロードして入手するものとする。

http://www.aira.lg.jp/kosodate/kodomokan_design.html

イ 交付期間

令和3年4月14日（水）から令和3年5月17日（月）まで

(2) 参加表明手続に関する質問

参加表明手続に関する質問がある者は、次により質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和3年4月14日（水）から令和3年4月20日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、午前12時から午後1時までの間を除く。）

イ 提出書類

参加表明書等に関する質問書（様式第12号）

ウ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出する。なお、電子メールの表題に「始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル質問書」の文字列を必ず入力すること。また、電子メール送信後に電話連絡により事務局が受信していることを必ず確認すること。

エ 質問に対する回答

質問回答書として取りまとめ、令和3年4月21日（水）午後5時までに市ホームページに掲載して公表する。なお、質問に対する個別の回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。また、質問者の名称は公表しない。

(2) 参加表明書等の受付

参加表明書等は、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和3年4月14日（水）から令和3年4月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、午前12時から午後1時までの間を除く。）

イ 提出書類及び提出部数

(ア) 様式第1号から第11号まで 各1部

(イ) 様式第1号から第10号はA4サイズ片面印刷とし、A4版フラットファイルに綴ること。

ウ 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、受付期間内に事務局必着とし、配達完了を確認することができる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。また、受付後に様式第11号（参加表明書等受領書）を交付するための返信用封筒（切手貼付のうえ、返信先宛名を記載しているものに限る。）を同封すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

ア 参加資格審査結果については、令和3年4月26日(月)に一次審査の参加要件を満たす者に対し電子メール及び文書にて通知する。

イ 参加資格審査において本プロポーザルへの参加資格を満たしていないと認められるものについては、参加できない旨を文書にて通知する。なお、その場合において、非選定の理由について説明を求めることはできない。

(5) 技術提案書等に関する質問

一次審査対象者のうち、技術提案書等に関して質問がある者は、次により質問書を提出すること。

ア 受付期間

令和3年4月27日(火)から令和3年5月10日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで(ただし、午前12時から午後1時までの間を除く。)

イ 提出書類

技術提案書等に関する質問書(様式第19号)

ウ 提出方法

事務局へ電子メールにより提出する。なお、電子メールの表題に「始良市子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル技術提案書等質問書」の文字列を必ず入力すること。また、電子メール送信後に電話連絡により事務局が受信していることを必ず確認すること。

エ 質問に対する回答

質問回答書として取りまとめ、令和3年5月11日(火)午後5時までに市ホームページに掲載して公表する。なお、質問に対する個別の回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。また、質問者の名称は公表しない。

(5) 技術提案書等の受付

技術提案書等は、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和3年4月27日(火)から令和3年5月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで(ただし、午前12時から午後1時までの間を除く。)

イ 提出書類及び提出部数

(ア) 技術提案書(様式第13号)、参考見積書(様式第17号)、技術提案書等受領書(様式第18号)、二次審査説明者届出書(様式第20号) 各1部

(イ) 担当チームの概要(様式第14号)はA4サイズ片面印刷、業務の実施方針(様式第15号)及び意匠提案(様式第16号)は、A3サイズ片面印刷とし右辺を片袖折の上、A4版フラットファイルに綴り、12部提出すること。

(ウ) 提出方法

事務局へ持参又は郵送により提出すること。持参する場合の提出者は指定しないが、参加資格審査の選定通知書を提示すること。また、郵送により提出する場合は、受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。

ウ 参加辞退について

技術提案書提出後、参加者の都合により本業務のプロポーザルに参加できなくなったときは、令和3年5月20日（木・午後5時必着）までに事務局まで辞退届（様式第21号）により申し出るものとする。

(6) 一次審査の実施

一次審査は技術提案書及び参加表明時の提出書類により実施し、評価項目及び評点等の審査に関する事項は選定委員会により行い、二次審査対象者として上位4社程度を選定する。なお、一次審査対象者が参加辞退者を除き4者に満たない場合は一次審査を実施しないこととする。

ア 実施日（予定）

令和3年5月21日（金）

イ 一次審査結果の通知

一次審査の結果は令和3年5月21日（金）に二次審査の対象者及び非対象者に対し、電子メール及び文書にて通知する。なお、非対象者についての説明を求めることはできない。

(7) 二次審査の実施

二次審査はプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。詳細については、二次審査対象者へ別途通知する。

ア 実施日（予定）

令和3年5月28日（金）

イ 実施場所（予定）

始良市役所加治木総合支所 多目的ホール

ウ 説明者

様式第4号に記載された管理技術者、様式第5号に記載された総合主任技術者、様式第6号から第9号までに記載された主任技術者の合計3人以内とし、事前に二次審査説明者届出書（様式第20号）を提出すること。なお、操作担当者等のプレゼンテーション補助者を1名まで加えることができる。

エ ヒアリングの内容

技術提案書の内容に関するヒアリングを実施する。

オ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間

プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番及び時間は、二次審査対象者へ別途通知する。

カ 留意事項

- (ア) プロジェクター、PC 接続用ケーブル、スクリーン、電源は本市にて準備する。
 - (イ) プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加者が準備すること。
 - (ウ) 提出した技術提案書等を簡潔にまとめたスクリーン投影用資料の配布は認めるが、技術提案書等に記載のない追加資料の配布は認めない。
 - (エ) プレゼンテーションに参加しない場合は評価を行わない。
- (8) 二次審査結果の通知
- ア 二次審査結果は令和3年5月31日(月)午後5時までに市ホームページで公表する。また、二次審査に参加した全ての参加者に対し、電子メール及び文書により通知する。
 - イ 全ての参加者は二次審査の審査内容について、選定委員会に対し説明を求めることはできない。

8 審査方法

- (1) 資格審査
- 参加表明書等について、参加資格を有するものであるかを審査する。
- (2) 一次審査
- 一次審査は、参加表明時の提出書類及び技術提案書により実施し、評価項目及び評点等の審査に関する事項は選定委員会により決定する。一次審査の審査基準は別に定める「子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル審査実施要領」による。
- 事務局は参加者から提出された書類(参加表明書等)を採点し、選定委員会は採点結果について審査し、二次審査対象者として上位4者程度を選定する。なお、一次審査対象者が参加辞退者を除き4者に満たない場合は一次審査を実施しない。
- (2) 二次審査
- 二次審査はプレゼンテーション及びヒアリング審査により実施する。
- 二次審査では、技術提案の的確性、独創性、実現性等を評価し、最優秀者1者及び次順位1者を特定する。
- 二次審査の審査基準は別に定める「子育て支援拠点施設建設基本設計業務プロポーザル審査実施要領」による。なお、様式第17号(参考見積書)は審査対象としない。

9 契約に関する手続等

- (1) 契約の交渉
- 最優秀者を当該業務委託の優先交渉権者とし、業務委託契約額及び支払い条件等の交渉を行う。なお、最優秀者が、参加表明書の提出から契約締結までの期間において、参加資格を喪失するなどの事由が発生した場合は、次順位者と委託契約等の

交渉を行うものとする。

(2) 契約の締結

当該設計業務委託に係る契約方式は随意契約とし、2(4)の契約上限額の範囲内で、様式第17号(参考見積書)により提出された参考見積価格の金額に消費税を加算した額を上限として締結する。なお、契約保証金は、始良市契約規則第36条の規定に該当する場合は、免除する。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用や旅費等については、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び技術提案書等の書類は返却しない。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (4) 提出書類において他の文献を引用した場合は、出典を明記すること。
- (5) 提出書類の内容に第三者の著作物の公表、展示等が含まれている場合には、参加者の責において当該第三者に承諾を得ること。
- (6) 提出書類作成のために市ホームページからダウンロードした様式及び資料等は、本プロポーザルに限り使用するものとする。
- (7) 参加者に対する建設地での現地説明会等は開催しない。建設地の現地調査等を行う場合は、事前に事務局まで申し出をしたうえで、近隣居住者、通行人等の迷惑とならないようにすること。なお、現地調査等に起因する問題が発生した場合、失格とすることがある。
- (8) 本市は、契約を締結した者の書類(1部)を保存、記録し、図録等により公表する権利を有し、公開する場合は、使用料等は無償とする。
- (9) 参加者は、本プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事前に事務局の承諾を得ること。
- (10) 本業務は、発注者と綿密な打合せを行い、十分に発注者の意見を反映した設計とすること。
- (11) 今後の社会情勢や財政状況の変化等、やむを得ない特段の事情により事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。
- (12) 本業務の受注者が、製造業及び建設業の企業と資本面若しくは人事面において関連がある(「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている関係をいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者が属していることをいう。)と認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る建設工事の入札に参加し、又は当該工事を受注することはできないものとする。
- (13) 本要領に規定されない事項については、選定委員会において決定するものとする。